

振動規制法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（略） 別表第一 （略） 付表</p> <p>一 （略） イハ （略）</p> <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に</p>	<p>（略） 別表第一 （略） 付表</p> <p>一 （略） イハ （略）</p> <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の</p>

規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。

二
（略）

三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。

二
（略）